

議案第二十八号

三朝町老人憩の家の設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町老人憩の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

平成元年三月十日

三朝町長 安田真一郎

平成元年三月廿拾日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

三朝町条例第 号

三朝町老人憩の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

三朝町老人憩の家の設置及び管理に関する条例（昭和四十七年三朝町条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

別表三の項中「

| | |
|---------|------|
| 四五〇 | 大人 |
| 四五〇 | 小中学生 |
| （一、五〇〇） | 五〇円 |

を

| | |
|---------|------|
| 四五〇 | 大人 |
| 五〇〇 | 小中学生 |
| （三、〇〇〇） | 五〇円 |

に改める。

附 則

この条例は、平成元年四月一日から施行する。